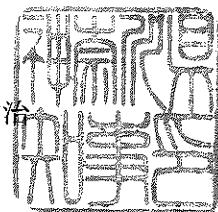


資料1-1

水第2145号  
令和4年3月17日

神奈川海区漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



第8次神奈川県栽培漁業基本計画案について（諮問）

沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定に基づいて、第8次神奈川県栽培漁業基本計画を策定したいので、同条同項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



# 第8次神奈川県栽培漁業基本計画について

## 1 栽培漁業基本計画の策定

- ・栽培漁業基本計画(以下、計画という)は、沿岸漁業整備開発法(資料〇-5)に基づき都道府県が定める。
- ・国の栽培漁業基本方針(参考資料2)にあわせ、基本的に5年ごとに改訂している。
- ・現行の7次計画が令和3年度末に期間満了となることから、第8次計画(令和4~8年度)を策定する必要がある。

## 2 計画の主な構成

計画で定める項目は上記法に規定されており、主な構成は以下の通り。

- ① 栽培漁業の指針(推進体制など)
- ② 種苗の生産及び放流を行う対象種や数量
- ③ 種苗の生産及び放流に係る技術開発
- ④ 種苗放流後の調査
- ⑤ その他の事項(種苗生産施設の整備など)

## 3 策定のスケジュール

### (1) これまでの経過

令和3年 2月~	計画策定検討会による計画の作成(計5回開催) 漁業協同組合等へのアンケート実施
11月	計画策定委員会に計画骨子を説明 ▶▶ 反対意見なし
	神奈川県水産審議会における計画骨子の審議 ▶▶ 承認
12月	計画策定委員会における計画素案の協議 ▶▶ 承認
令和4年 1月~2月	計画(素案)に対するパブリックコメントの実施(参考資料1) (1/17~2/16)
2月	国の栽培漁業基本方針骨子(案)の公表 神奈川県水産審議会における計画(素案)の審議 神奈川海区漁業調整委員会への計画(案)の説明
3月	第1回定例会常任委員会での説明

### (2) 今後の予定

3月	神奈川海区漁業調整委員会への計画(案)の諮問 基本計画の策定・公表(局長決裁)
----	--

## 第8次神奈川県栽培漁業基本計画(案)

本県では、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業」を目指し、水産物の安定供給、資源管理体制の強化、担い手の確保、水域環境の保全、漁業協同組合の経営基盤強化等様々な施策に取り組んでいる。

その中でも栽培漁業は、種苗生産、放流及び資源管理による積極的な資源増大の手段として、漁家経営の安定化に大きく寄与しており、重要な取組の一つとなっている。

また、効率的な栽培漁業を進めるため、都県の区域を越えて回遊する広域種については、関係する都県間の連携により海域栽培漁業推進協議会が設立され、今後一層の取組の強化が求められている。さらに、コストや人材の観点からも、資源造成が期待できる対象魚種を見極め重点化することにより、効果的かつ安定的な栽培漁業に取組むことが重要となっている。

このような中で今後、栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進し、安定的に事業を開拓するため、令和8年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。

### 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

#### (1) 種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成

ア 種苗生産は、本県海域の特性、漁業者等からの要請、資源の状況、種苗生産施設の能力等を勘案し、効率的に行う。

また、疾病等のまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底に努めるとともに、県は疾病対策のための検査や指導等を行う。

イ 種苗放流は、自然条件、疾病等のまん延防止及び生態系・遺伝的多様性に対する影響を考慮した上で、適正な放流を計画的に行う。

ウ 栽培漁業の対象となる水産動物の資源管理については、各漁業協同組合が策定している資源管理計画及び資源管理協定に基づく漁業者自らの取組を支援する他、放流効果や資源状況を把握するとともに資源造成効果を検証し、その知見を基に、小型魚の保護や産卵親魚の維持・増大を進める。

エ 稚魚が生育しやすい環境づくりについては、広く県民の協力を得て海の環境改善活動を進めるとともに、深刻化する磯焼けへの対策や稚魚の保護育成機能を有する藻場や魚礁などの整備を推進する。

#### (2) 栽培漁業の推進体制

県は、種苗生産技術及び放流技術の開発並びに種苗生産施設の維持管理に努めるとともに、漁業者や遊漁者の理解と協力を得て資源管理型漁業への取組を推進する。

公益財団法人神奈川県栽培漁業協会（以下「県栽培漁業協会」という。）は、種苗の安定的な量産技術が確立し、放流による効果が期待できるものについて、種苗の生産及び放流を行う。また、栽培漁業の必要性について県とともに普及啓発を図

るほか、広く経費負担を求め、栽培漁業の継続的な実施が可能となるよう努める。

## 第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類 まだい、ひらめ、とらふぐ及びかさご

貝類 あわび類、さざえ及びはまぐり類

## 第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

水産動物の種類ごとの目標とする種苗放流数量及び放流時の大さは、次のとおりとする。なお、種類ごとの資源状態及び社会的な要請等を考慮し、必要に応じて数量を見直して、放流を実施するものとする。

水産動物の種類	種苗放流数	放流時の大さ
まだい	40万尾	全長60ミリメートル以上
ひらめ	20万尾	全長60ミリメートル以上
とらふぐ	5万尾	全長40ミリメートル以上
かさご	15万尾	全長30ミリメートル以上
あわび類	20万個	殻長25ミリメートル以上
さざえ	60万個	殻高20ミリメートル以上

## 第4 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。

## 第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

県及び県栽培漁業協会の種苗生産の技術水準の目標及び解決すべき技術開発上の課題並びに技術水準の到達すべき目標は、次のとおりとする。

### (1) 種苗生産の技術水準の目標

水産動物の種類	種苗生産施設(水槽)における単位当たりの生産量	左欄における種苗の大さ
まだい	1,800尾／立方メートル	全長60ミリメートル以上
とらふぐ	800尾／立方メートル	全長40ミリメートル以上
あわび類	2,500個／平方メートル	殻長25ミリメートル以上
さざえ	2,500個／平方メートル	殻高20ミリメートル以上

(2) 解決すべき技術開発上の課題

解決すべき技術開発上の課題		水産動物の種類						
		まだい	ひらめ	とらふぐ	かさご	あわび類	さざえ	はまぐり類
種苗	遺伝的多様性の確保	○		○		○	○	
生産	良卵安定確保							
技術	種苗生産基礎技術の開発				○			○
放流技術	疾病まん延防止及び健苗育成技術の確立			○		○		
	飼育管理作業の効率向上			○		○	○	
	適正放流条件解明			○	○			
	放流の経済効果の調査	○	○	○		○		
	モニタリング調査	○	○	○		○		

備考 ○印を付したのは、目標年度（令和8年度）までの重要課題を示す。

(3) 技術水準の到達すべき段階

水産動物の種類	令和4年度における 平均的技術開発段階	目標年度における 技術開発段階
まだい	F	F
とらふぐ	C	D
かさご	B	C
あわび類	F	F
さざえ	E	F
はまぐり類	-	A

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A：新技術開発期（親魚養成及び種苗生産の基礎技術開発を行う。）

B：量産技術開発期（種苗生産が可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。）

C：放流技術開発期（種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う。）

D：事業化検討期（対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。）

E：事業化実証期　（種苗の量産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。）

F：事業実施期　（持続的な栽培漁業が成立する。）

## 第6 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

県及び県栽培漁業協会は、水産動物の放流前後に次の調査を行う。また、調査を継続的に行う体制の整備に努める。

- (1) 栽培漁業に取り組む水産動物については、事前にその資源生態等を明らかにするための調査を行うとともに、放流後の資源造成効果、経済効果等を的確に把握するための資源評価や調査等を行う。
- (2) 種苗の放流に当たっては、できるだけ標識を付して放流し、その回収に努める。
- (3) 栽培漁業に取り組む水産動物の漁獲調査は、関係漁業の漁獲調査、市場調査等を通じて行う。なお、遊漁者による採捕の状況に関しても可能な限り調査する。

## 第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 栽培漁業実施計画（栽培漁業に取り組む水産動物の種苗生産数、放流時の大きさ等を年度ごとに定めた実施計画をいう。）その他本県栽培漁業の推進に関する事項については、神奈川県水産審議会で審議を行う。
- (2) 栽培漁業の技術水準については、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び近隣都県との協力の下向上を図る。また、栽培漁業に取り組む水産動物のうち広域に回遊する魚種については、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会及び太平洋南海域栽培漁業推進協議会と連携し、より一層の効率的な推進体制の構築に努める。
- (3) 種苗放流数を確保するため、関係都県の種苗生産施設間での連携・分業などによる生産体制の構築又は民間技術力の活用による生産体制の構築に努める。
- (4) 水産業改良普及事業との連携を強化することにより、栽培漁業の漁業者への定着化を図る。また、広く県民にも普及啓発を行っていく。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者の放流事業への理解の醸成に努める。
- (5) 水産動物の種苗の放流及び水産動物の育成に当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重する。
- (6) 種苗生産施設については、施設の老朽化に伴う作業効率の低下や生産コストの増加を抑制し、新たな飼育技術の導入等による生産性の向上を図るとともに疾病等の発生及びまん延を防止するための確実な防疫対策に取り組める体制を整えることで、安定的な放流用種苗の供給を行えるよう、施設の改善に努める。

## 沿岸漁場整備開発法抜粋

### (目的)

第一条 この法律は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずるとともに、沿岸漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置を講ずることにより、漁港漁場整備法による措置と相まって、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的とする。

### (基本方針)

第六条 農林水産大臣は、沿岸漁場の生産力の増進に資するため、水産政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めなければならない。

第七条の二 都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。

- 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針
- 二 その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
- 三 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流数量の目標
- 四 特定水産動物育成事業が当該事業を効率的に実施するために必要とされる水面の区域内において育成水面の利用に関する規則に關し次に掲げる事項
  - イ 第二号の種類のうち特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物が属するもの
  - ロ 特定水産動物育成事業に関する指標
  - ハ 育成水面の区域を定める基準となるべき事項
- 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
  - 一 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項
  - 二 前項第二号の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
  - 三 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關し必要な事項
- 4 基本計画においては、第二項に掲げる事項のほか、放流効果実証事業に關し次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、その内容は、基本方針の内容と調和するものでなければならない。
  - 一 第二項第二号の種類のうち放流効果実証事業の対象とすべき水産動物が属するもの
  - 二 放流効果実証事業に関する指標
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 都道府県は、基本計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。